

公務員の抵抗の責務について

田 畑 忍

一、公務員制の存在

日本国憲法は、帝國憲法を改正して、公務員制を設定している。すなわち、其の第十五条に於て、「(1)公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。(2)すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。(3)公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。(4)(省略)」と定めることにより、公務員制を樹立しているのである。従つて、憲法は、これを以て従前の官僚制を否定乃至廃絶しているものである、と見なければならないであろう。

公務員制と官僚制の相異について、このような見解に従つて、私はかつて次の如くに述べている。曰く「第十五条の規定の中、第一項の定むるところにより、国民は、その固有する間接の政治的権利として、公務員を選定し且つ罷免する権利を保障せられるのである。かくの如き公務員選免の政治的権利を国民が固有すると言うのは、公務員が選定せられ且つ罷免せられる其の方法の如何にかかわらず、およそそのことに関する限り、かくの如き政治的権利を、個々の国民は、固有的に即ち根源的に有している、ということである。ここに公務員とは、国家及び公共団体の事務に従事するものを言う。第九十九条に定めるところの公務員と同義である。即ち公務員とは従来の官公吏に相当する

ものであるが、憲法が、これを官公吏と呼ばずして、特に公務員と言う表現に於て呼んでいるのは特別の意味がある、
と考えねばならない。即ちこれまでの帝国憲法下に於ける官公吏は天皇の官公吏として国民を支配する性格をもつて
国民に君臨したものであるが、日本国憲法は逆に全体としての国民を主権者として定め（一条）ることにより、かく
の如き主権者国民に奉仕することを其の本質的性格とする公務員制の樹立に憲法の旨意が存するのである。日本国憲
法は、かかる意味に於て、従来の官公吏を一体として呼称した官僚及び官僚制を認めず、これを排除せんとするの
である。換言すれば、憲法は威張り主義乃至官僚主義を其の根底から否定し、それに代るべき奉仕主義制を確立し
ているのである。……即ち第十五条第一項が、すべて公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないと定め
ているのは、右に述べた公務員の奉仕者的性格又は非官僚主義的性格を極めて的確に示すものである、と言えよう
(以下略)」(拙著「憲法学原論」)。

また拙著「政治学」では、次ぎのように述べている。曰く「主権者たる全体としての国民が、個々の国民として、
公務員選免の政治的権利を有し、公務員は国民に奉仕しなければならない」という義務づけを受けていいるところに、公
務員制度の特色があるのである。その政治的中立性は、この本質的事態に附隨するものたるにすぎない。従つて公務
員制度は、建前としては君臨的支配組織ではなく、自治組織であつて、官僚制と官僚主義とを其の根底に於て否定せ
るものである。……即ち官僚制度の本質は、国民への支配であり、国民に対する君臨であるが、公務員制度の本領は
国民への奉仕であり、役務である。即ち官吏に対する支配として、そこに国民的公務員制度があるのである。従つて
それは、國家事務従事者が国民に対して威張ることを、制度として許さない。また国民に対して公務員の威張ること
を許さないばかりでなく、上司たる公務員が其の命令下に立つ公務員に対して威張ることをも許さないものである」

しかも、現実の政治に於て、このように憲法の定める公務員制が、その通りには行われずして、旧官僚主義制の温存されていることは、遺憾だが事実であることを否定できない。しかし、それは制度と運用のくいちがいであり、憲法違反の政治が行われているということにほかならない。それは公務員制と呼ぶべき制度がない、と言うことにはならないのである。また憲法の他の条文及び法律が、官憲（「第三十三条」）又は官吏（第七条五号第七十三条四号）又は官（第七十六条等）等の従来通りの表現を用いていることも、公務員制を否定するものではない、と言わなければならぬ。これを要するに、我が国には日本国憲法の制定と同時に、官僚主義制度は廃棄されたものと見るべきである。

我が国では、憲法制度上、このような公務員制に於て、公務員が、全体としての国民に奉仕すべきもの（国家機関構成員）であることは、以上の叙述の如くであるが、しかし公務員（国家機関構成員）の構成者が、原則として国民であることは、疑いなきところである。その点、公務員たる国民と、爾余の国民とを、本質的に異なるものとして区別することはできない。しかもただ、公務員は、公務員たることそのことに於ては爾余の国民と異なるものである。すなわち公務員は、国家機関構成員（国家機関）たることに於て権限と権利と責務を有し、爾余の国民はかくの如き権限・責務を有しない、しかるに公務員は、同時にまた、公務員を構成する個々の国民としては、国民たる権利を有し義務を課せられるからである。この点、国民にかんする憲法の規定は、本来的には、すべて公務員たる国民にも妥当するものである、と考えねばならないのである。

一、憲法第十五条及び第九十九条の定める公務員の憲法的（基本的）責務

憲法第十五条第二項に、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定めるのは、憲法が公務員に付与される権限の基底に、基本的な責務を定めるものである、と私は解している。従つて、爾余の法の定

める其の権限及び責務は、右第十五条第二項の定める公務員の基本的責務の許すかぎりに於て効力を有するものである、と言わねばならない。すなわち如何なる法も、この基本的責務に反して、公務員の権限・権利及び責務の設定をすることを得ず、従つて、これに違反して設定される権限・権利及び責務は、憲法違反の故に、本来効力なかるべきものと言わねばならないのである。

また憲法は、第十五条に、上述の如き公務員の基本的責務を定めるだけでなく、国民に奉仕すべしとする右の基本的責務規定と相俟つて、その第九十九条に於て、かくの如き憲法を尊重擁護しなければならない、とする基本的責務規定を設けてい。すなわち第九十九条は、「天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定める。かくして、憲法尊重擁護の責務が、公務員の基本的責務であることは明瞭であり、従つて爾余の法を以て、この趣旨を覆えすことを得べきものではない。そして、第九十九条所定の公務員の基本的責務が、第十五条所定の公務員の国民奉仕の基本的責務と矛盾するものではなく、相寄つて公務員制を憲法的に確立している支柱となつてゐることも疑いなきところである。ただ第十五条の所定は、公務員制存在の本質にかかる基本的責務の規定であり、第九十九条の所定は、公務員制存在のために不可缺の基本的責務の規定である、と言うことができよう。

憲法第十五条の規定及び第九十九条の規定が、ともに民主的憲法に於て、主要なる意味をもつた規定であることは言を俟たない。もちろん、これらの法条は、憲法以外の規定ではない。すべての他の法条と同じく、法条であり、法規範であり、根本法規範であり、憲法なのである。従つて、それは道徳規範ではない。言うまでもなく、他の法条の場合と同様に、これらの法条にも、最小限度に於て道徳規範が含まれてゐるとしても、これらの法規範を、道徳規範とは言い得ない。言い換えれば、それは道徳規範と内容を同じくせる法規範にほかならないものである。とすれば、

それは道徳規範と言ふべきではなく、法規範と呼ぶべきものである。このようなことは自明の理と言つてもよいことであるが（拙著「憲法学の基本問題」参照）、それにもかかわらず法規範でなく単に道徳規範にすぎないものが憲法の中にある、とする見解が現に主張されていることを顧みる必要がある。

例えば、昭和三十三年七月三十日、東京地方裁判所民事第三部（裁判長松尾巖）によってなされた判決は、憲法第九十九条を以て、単に公務員の心構を定めた道徳規範であつて、必ずしも公務員を拘束せざる旨の判示をしているのであるが、しかし、このような見解は、憲法の規定の何たるかを解せず、また法と道徳とを混同するものであり、さらには法万能論の偏見に立つものである、と言わねばならない。すなわち右判旨は、「日本国憲法第九十九条は公務員に対して憲法を尊重し擁護する義務を負うと規定し、又地方自治法第二百三十八条の二は地方公共団体の執行機関は自らの判断と責任においてその事務を誠実に管理し及び執行する義務を負う旨規定しているが、前者は公務員が公務に従事する際ににおける心構を宣言したものにすぎず後者もまた右憲法の規定と同じく普通地方公共団体の執行機関が公務を処理するには自主的にこれを為すべきで、他の執行機関や政治勢力に動かされることのないよう注意すべきことを宣言したものであつて、これらにいう義務とは何れも法律的義務といふよりはむしろ道徳的要請を規定したものと解すべきである」（「判例特報」三十三年九月十一号による）、とするのである。

しかし、憲法第九十九条の定める義務（責務）は、狭義の法律の定める義務でないことは言うまでもないが、しかも法律妥当の根拠たる憲法の定める義務であるから、これを、「道徳的要請を規定したもの」とは言い得ない。すなわち判旨は、この大事な点を誤解し、また暗に道徳的要請は要請又は願望を出でない、とする謬見を包懷しているように見えるのである。要するに、憲法第九十九条が、公務員に特定している責務が、單なる道徳的要請でなく、法的効果をもつた法的責務（義務）であることは極めて明らかである。同様の法理により、憲法第十五条第一項の公務員

の責務の規定もまた、単なる道徳的要請の規定ではなく、法的効果をもつた法的責務の規定であることを疑い得ないのである。しかも、これらの法的規定が、同様の道徳規範に通じ、また人類普遍の民主主義的原理に基くものであることは言を俟たないところである。すなわち憲法が、この人類普遍の原理に基くものであることを、日本国憲法序節は厳かに宣言して、「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と謳つてゐるのである。憲法第九十八条もまた、同趣旨の規定を設定してゐることは周知の如くである、と言えよう。

三、公務員の基本的な抵抗の責務と抵抗の権限

前示憲法第十五条及び第九十九条の所定が、公務員その者に對して、法的責務を課してゐることとは前節叙述の如くであるが、その責務は、その性質よりして、権力及び権力主義に對し、憲法を守る抵抗義務（責務）を公務員そのものに賦課してゐるものである、と言うことができよう。すなわちそれは、憲法第十二条前段（「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない」）が、恰かも国民（公務員たる国民を当然に含む）の抵抗義務（拙稿「抵抗義務」参照）を定め、第三章に於て基本的人權（抵抗権）を定めてゐるのに照應するものである。換言すれば、日本国憲法は、憲法の尊重擁護のために、一方に於て（十二条）、権力に対する抵抗の義務を国民に課し、他方に於て（九十九条及び十五条）、公務員にもまた権力に對する抵抗の責務（義務）を特定してゐるのである。特に、憲法第十五条の公務員制存在のための規定は、一方国民の抵抗義務に応え、他方一層これを強化するための根幹（すなわち「国民のために」という根本原則）を、定めているものである、ということになるであろう。

およそ公務員が憲法を尊重し擁護する、と言うことは、もちろん、国民に對決し、国民をして憲法を尊重擁護せしめる、ということではない。それは、「国民のために」存在する公務員が、立法・司法・行政の政事（國務行為）に

さじして、自ら憲法を尊重し擁護して権力主義によつてはならない、と言うことであり、すくなくとも憲法に違反してはならない、と言うことである（拙著「違憲・合」憲の法理参照）。第九十九条は憲法のかくの如き尊重擁護を公務員の責務として定めるのである。故に、公務員は、公務員制機構に於て、常に違憲の権力に対決（抵抗）して憲法を守るべき責務があるのである。上級職の下級職に対する場合に於ても、また下級職の上級職に対する場合に於ても、またその各々の相互間に於ても、すべて公務員の服務に当つての服務規律の、それは根本規範となるべきものである。すなわち違憲の権力発動を防止し、また権力の発動を常に合憲的ならしめる、と言うことが、公務員に要請されてゐるのである。例えば、「……職務執行命令に對してはそれが形式的要件（當該命令が所定の方式を具備すること……）を欠き又は不能の事項を命じてゐる場合等を除き、その命令に服従する義務があり、その命令が實質的に違憲又は違法な行為の執行を命じてゐるとの理由でこれを拒否し或は無視することはできないものといわなければならない」（昭和三十三年七月三十一日東京地方裁判所民事第二部判決判旨）、というようなことは、憲法の解釈として妥当な見解とは言ひ得ないのであり、それのみならずそこに憲法軽視のニュアンスをさえ感じざるを得ないのである。

言うまでもなく、公務員の服務等について定める法律たる国家公務員法等は、この「違憲の権力を防止すべし、権力の発動を合憲的ならしむべし」とする憲法規範にすくなくとも何を措いても準拠しなければならない。国家公務員法第九十六条の定める「服務の根本基準」（「すべて職員は、國民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならない」）は、恰かもこの趣旨を謳つてゐるものと言わねばならない。すなわち、それは他のことを言つてゐるものと解すべきものではない。それゆえ、公務員の違憲の権力に對する抵抗義務は、憲法第九十九条の公務員に命じてゐるところの消極面にすぎない。すなわち積極的には、第十五条と相俟つて、進んで憲法各章の定めるところに従つて、國民の自由と権利を實現するために、積極的に國務行為を行

うべきことを要請しているものである（第十三条をも参照）。従つて、国家公務員法・人事院規則等が、この憲法の定めている準則に反している内容をもつてゐる場合には、もちろんこれは、第九十八条第一項（「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」）及び序節中の「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」に従つて、無効のものである、と言わねばならない。もちろん、これは、第八十一条の定めているところにより、最高裁判所によりて違憲の決定のなされることを前提的条件とするものであるが、かくの如き違憲の「決定」を受けるにいたらない段階に於ても、そのような法律、すなわち憲法違反の法律は、本来的に最初から無効の性質をもつた法律である、と言わねばならないものである。従つて、このような違憲無効の性質をもつた法律に抵抗して、これの実現を阻止することは、矢張り公務員そのものの憲法的責務である、と言わねばならないことになる。第一に、それは立法公務員（国会議員）の職責であること明らかだが、同時にまた司法公務員及び行政公務員の責務である、と解しなければならない。そうでなければ、憲法の合理的な解釈と国政の妥当合憲の運用は不可能になるからである。国家公務員法第九十八条第一項（「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」）の定める「法令に従い」、且つ「上司の命令に従うべし」とする義務規定も、また職務専念の義務規定（第一〇一条・一〇五条等）も、もちろんこの根本規範を否定するものでもなく、また否定し得るものでもない。すなわち、すべて、憲法第九十九条の範囲内のものであることは言を俟たないところであろう。すなわち、右法条に言う「法令」の中、最高のものは憲法であつて、この憲法に従はなくてもよろしく、憲法以外の法及び上司の命令のみに従うべしと言うような趣旨の規定でないことは明らかに疑う余地がないのである。憲法第一・法律第二・其の他の法令第三・上司の命令第四と言う法秩序こそが、民主主義政治としての公務員制の鉄則であつて、この鉄則の故に、公務員は、不当違憲の権力命令に抵抗して、

国民のために憲法を守るべし、とする義務を、憲法第十五条と第九十九条が公務員に賦課しているのである、と解せられるのである。

しかし、かくの如き公務員の違憲の権力に対する抵抗を以て、「国家秩序を紊すものであり、国家権力の円滑なる遂行を不可能ならしめるものである」とする・皮相にして官僚主義的な見解の一部に行われていることは事実である。前示東京地方裁判所判決の判旨も、この誤った見解に属するものである。確かに、一見、公務員の違憲の権力に対する抵抗によつて、国家秩序はみだされ、国家権力の遂行は円滑を欠くことになる。しかし疑いもなくそれは、「違憲の国家秩序」が阻止され、「違憲の国家権力の円滑なる遂行を不可能ならしめるものである」が、憲法第十五条及び第九十九条の所定の趣旨は、まさに、かくの如き国家権力の違憲的行使とその進行とを阻止し、それを不可能ならしめんとするところにあるのである。しかもすなわち、かくの如き違憲の政治を不可能にすることによりて、始めて合憲正当の国家秩序を可能ならしめることができるのである。それ故、民主的憲法にとりて大事なことは、国家権力をそものではなくて、それが合憲のものであるか、違憲のものであるか、と言うことであり、先づその峻別である。この峻別と、合憲主義の尊重せられざるところ、憲法は枯死することになり、デモクラシーは存在し能はないことになるのである。

かくの如き公務員自体に賦課せられている基本的な抵抗の責務に根拠して、公務員自体の違憲不当の権力に対する抵抗権限及び権利の存することもまた当然の事理であるが、すべて、それらのものは、その抵抗義務の場合と同様、国民のため、または国民の基本的人権（抵抗権）のために、公務員に対して設定せられているものである、と見なければならぬ。憲法第十二条（「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」）は、其の憲法的根拠であるが、法律（國家公

務員法等）は、これに呼応するに足りるだけの規定を缺いているのが現状である。しかし、特に、公務員構成者に付与されている・磯崎教授（磯崎辰五郎「行政法」参照）のいわゆる分限的・財産的・調整的の権利も、公務員をして其の基本的な抵抗の責務と権限とを、国民のために遺憾なく發揮せしめんがためのものである、と言うべきであろう。

四、公務員たる国民の抵抗権

公務員が権限と責務を有し、同時に其の公務員たるもの（公務員構成者）が、一個の国民として、基本的人権（抵抗権）と基本的義務を有するものであることは、既述の如くである。従つて、憲法第十二条及び第九十七条の定めるところは、公務員を構成する国民についても厳格に妥当するものであり、公務員なるが故に其の国民としての権利を失い義務を免れねばならない、ということは、正しい理窟としては通るものではない。公務員は決して権力の奴隸ではないのである。

そこで、公務員なるものについて、憲法第十二条後段の規定を口実にして、特に其の基本的人権を制限することは憲法上許され得ない。すなわち第十二条後段は、権利の濫用を禁じ、公共福祉のための利用を義務づけるものであつて、公務員たるものとの権利制限とは無関係の規定である、と見るのが正しい。ただ第十二条の定める基本的義務は、後段所定のこの二つの義務も、前段所定の抵抗義務も、ともに公務員たる国民に当然に妥当するものであることを看却してはならない。言うまでもなく憲法は、第十五条の規定と第九十九条の規定によりて、公務員を制限し規律する。従つてまた、その必要上、公務員たる国民の基本的人権を制限しなければならない場合が生じる。しかし右二ヶ条の中、第十五条が、国民に奉仕すべしとしている対象は、公務員自体であつて、公務員を構成する国民ではない。従つて、その制限を必要とする場合、それは最小限度にとどめなければならない。すなわち第十五条に根拠して、公務員

たるもの的基本的人権（抵抗権）及び抵抗義務を大巾に制限することは憲法の趣旨とするところに明らかに反し、却つて権力主義を許容することになり、また公務員を奴隸化することにならざるを得ない。国民のための憲法は、公務員たるもの（国民）の人間性と国民性とを尊重することを、最大限度に必要とする建前に立つのである。公務員を威張らせないことと同様に、卑屈なる地位に置かぬことが、憲法所定の公務員制なのである。^(註)

かかる意味から言つて、国家公務員法及び人事院規則の、公務員たる国民としての政治的権利（抵抗権）制限の規定は、注意ぶかい配慮が払われているにもかかわらず、なお問題の点が多くある、と言わねばならない。

例えば、公務員の政治的行為を制限する国家公務員法第百二条第一項（「公職員は、公選による公職の候補者となることができない」）及び第一項後段に基く人事院規則一四一一七の「政治的行為」禁止の規定中には、このような問題を感じさせるものが存在する。正確に言へば、それには、妥当なるものと、妥当でないものとがあるるのである。右の中の第六項は次の如くに定められている。

〔6 法第百二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。〕

- 一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
- 二 政治的目的のために寄付金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関するなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとするいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。
- 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄付金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し、又はなんらの方法をもつてするを問わずこれららの行為に関与すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧

問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるようにならぬように勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもって、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するようにならぬように勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し、又は指導しその他これに積極的に参与すること。

十 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所では拡声機、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

十二 政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用されること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文章、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。

十六 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

7 この規則のいかなる規定も、職員が本来の義務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない」

ここでは以上の如き人事院規則について、その妥当な点と妥当でない点の検討をすることを省略するが、第六項各

号の「政治的目的」云々の前に「違憲不当の」語を挿入して、「違憲不当の政治目的」云々とすれば、この法文中の違憲不当の点の大部分は、おそらく雲散霧消することになるであろう。従つて、この法文を、このように改正する必要があるわけであり、またこのように憲法の枠にはめて読解することが、この法全体の趣旨から言って、正しい解釈の態度であろう、と考えるのである。国家公務員法の他の箇所・教育公務員特例法・労働関係の諸法・地方自治法規等に見られる公務員にかんする法についても、もとより同じような問題が種々存在していることは疑いなきところであるが、ここでは問題の所在を指摘するにとどめ、問題の具体的な検討をしないことにする。

(註) この点については、イギリスのラスキ教授が、「行政階級に属する者は、公務員を辞めなければ、政治的権利を持つてはならないと私は考える。しかし、行政階級以下にも、この原則が通用すべきだとは思わない。執行階級もしくは書記階級に属する役人の場合には、議員に立候補しようと、あるいは支持政党に積極的な関心を払うとを問はず、彼の所属する官庁の事項を公けの場で議論したり、また公務を占めていることから得る情報を洩らしたりしないと誓約すれば、それで十分である。もし彼がこの誓約を破つたならば、事務次官は処分を大臣に申し出るのが正しい」(ラスキ「議会・内閣・公務員制」(辻清明・渡辺保男訳)(二〇二一頁))、言い、また「公務員が官庁の許可をえた場合は別として、政治や行政について執筆してはならないという制度を即座に廃止することが望ましい」(同、二〇四頁)、と言つてゐる見解は、以て参考とすべきであろう。すなわちラスキの見解は、公務員の本質が、権力と権力主義に加担するものであつてはならない、とする正しい認識に立脚しているものだからである。

五、むすび

以上に於て、私は、公務員が、日本国憲法の定める公務員制に於て、違憲不当の権力に対する抵抗の責務と権限を有し、且つ同時に公務員たる国民として、抵抗の義務と権利とを有すること、及び後者(とくに第十二条)に基存して、前者(とくに第九十九条)の関係の存在することを、極めて概括的原理的な問題の取扱の形で論じ、憲法の擁護

と自由及び平和のために、公務員の使命と任務の重大なる意義の存することを明らかにしようとした次第である。もとより、このような企図を全うするためには、この問題についての、より詳しい各論が必要になつてくるのであるが、それはこれを他日の機会に待つほかはないであろう。